

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第10条及び第24条第1項から同条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 「業務執行役員」とは、本会会長並びに本会定款第17条第3項に定める業務執行理事をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。
- (4) 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、業務執行役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 業務執行役員のうち、会長または副会長である者の報酬は、定例報酬とする。
- (2) 業務執行役員のうち、常務理事である者の報酬は、定例報酬及び賞与とする。
- 2 定例報酬及び賞与の総額は、評議員会の決議により定める。
- 3 定例報酬及び賞与の支給並びに役職別の上限金額は、評議員会の決議により定める。
- 4 業務執行役員が退職した場合は、退職慰労金を支給することができる。
- 5 退職慰労金の支給及びその金額は、業務執行役員が退職するときに評議員会の決議により定める。

(定例報酬)

第4条 業務執行役員の定例報酬の基準は、「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「給与法」という）及び「人事院規則」の規定を準用する。

- 2 業務執行役員の定例報酬は、給与法に定める俸給及び本項第2号に定める調整手当とする。

- (1) 業務執行役員の定例報酬の基準として準用する俸給表は「指定職俸給表」とし、適用する号俸は評議員会の決議により定める。
 - (2) 調整手当の金額は、評議員会の決議により定める。
 - (3) 業務執行役員の定例報酬の金額は、第3条第3項の規定により評議員会が定める上限金額の範囲内において理事会が定める。
- 3 定例報酬は、その全額を毎月14日に業務執行役員本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

(賞与)

- 第5条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という）に現にその任にある常務理事に対して支給することができる。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。
- 2 業務執行役員の賞与の基準は、「給与法」及び「人事院規則」の規定を準用することとし、同法に定める期末手当及び勤勉手当を業務執行役員の賞与として支給する。
- (1) 「給与法」及び「人事院規則」の準用に当たっては、同法及び同規則における「地域手当」を第4条第2項に定める「調整手当」に読み替える。
 - (2) 業務執行役員の賞与の金額は、第3条第3項の規定により評議員会が定める上限金額の範囲内において理事会が定める。
- 3 賞与は、基準日の属する月に支給することとし、その全額を業務執行役員本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。

(退職慰労金)

- 第6条 退職慰労金は、退職日において本項第1号または第2号に定める条件を満たす業務執行役員が退職した場合（在職中に死亡した場合を含む。）に支給することができる。
- (1) 会長又は副会長である業務執行役員
在職期間が1年以上であり、在職期間を通じて、第4条の定例報酬の支給を受けていないこと
 - (2) 常務理事である業務執行役員
在職期間が1年以上であること
- 2 退職慰労金の金額は、次の方法により算定する。
- (1) 会長又は副会長である業務執行役員の退職慰労金は、第4条第2項第3号の規定により理事会が定めた定例報酬の月額額の3分の1の金額に在職年数を乗じて得た金額を上限金額とする。
 - (2) 常務理事である業務執行役員の退職慰労金は、第4条第2項第3号の規定によ

り理事会が定めた定例報酬の月額に在職年数を乗じて得た金額を上限金額とする。

(3) 在職年数は、業務執行役員の就任の日から退職の日までの期間を年に換算して算定する。

(4) 1年未満の端数月は、12で除して年に換算する（小数第3位四捨五入）。

(5) 1月未満の端数日は、これを切り捨てる。

3 在職中に死亡した業務執行役員の退職慰労金は、その遺族に支払う。

4 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の遺族補償を受けるべき者の範囲及び順位の規定を準用する。

5 退職慰労金は、その金額を定めた評議員会の日から3か月以内に支給することとし、その全額を業務執行役員本人（在職中に死亡した場合はその遺族）が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。

（費用）

第7条 役員等の職務の遂行に当たって負担した費用については、本会諸規程に基づき、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払う。

2 業務執行役員には、通勤に要する交通費を支給することができる。支給する金額は、「給与法」及び「人事院規則」に準じて算定し、第4条に定める定例報酬とともに支給する。

（公表）

第8条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（細則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、平成29年6月15日より実施する。